風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二を削る。

第一条の三中「法第二条第一項第八号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第八号」に改め、同条を第一条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

2　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の十七第三項第三号中「第七号」を「第三号まで若しくは第五号から第七号」に改める。

（旅館業法施行令の一部改正）

3　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第二項第二号」を「次項第二号」に改め、同項第十号及び同条第二項第九号中「ダンス」の下に「をさせ、かつ、客に飲食をさせるホール」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十四号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七（見出しを含む。）及び第十一条の八（見出しを含む。）中「第百九条の二第一項」を「第百九条の二の二第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十五号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行期日は、平成二十七年六月二十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣　中谷　元

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令を公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十六号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十四条、第二十条第五項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項並びに同項において読み替えて準用する同法第十六条第二項、第十七条第三項、第十八条第二項、第十九条第三項、第二十五条第一項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国有財産の無償使用）

第一条　国が平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により無償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち次に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。

一　競技施設
二　競技練習施設
三　駐車施設
四　事務所
五　前各号に掲げるもののほか、財務大臣が定めるもの